



金沢市公報

号外第38号の2

平成17年(2005年)12月19日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規 則	
金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則 (職員課)	1
職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")	1
金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (介護保険課)	2
金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	3

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則 (環境保全課)	3
教育委員会訓令甲	
対外運動競技等に関する規程の一部改正について (市立工業高等学校)	4
公営企業管理規程	
金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程 (企業総務課)	4

規 則

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月19日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第105号

金沢市職員就業規則及び金沢市清掃従業員就業規則の一部を改正する規則

(金沢市職員就業規則の一部改正)

第1条 金沢市職員就業規則(昭和24年規則第135号)の一部を次のように改正する。

第49条第1項中「1月1日から12月31日まで」を「4月1日から翌年の3月31日まで」に改める。

第51条第1項中「年」を「年度」に改める。

(金沢市清掃従業員就業規則の一部改正)

第2条 金沢市清掃従業員就業規則(昭和24年規則第152号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「1月1日から12月31日まで」を「4月1日から翌年の3月31日まで」に改める。

第17条の3中「年」を「年度」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月19日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第106号

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「それぞれ」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例第12条第1項第2号に掲げる職員が再任用短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数とする。

第10条の2第1項第1号中「当該年」を「当該年度」に改め、「再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数。」を削り、同項第2号中「当該年」を「当該年度」に改め、「この号に掲げる職員が再任用職員(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採

用された職員をいう。第 4 項において同じ。)である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数とし、及び「とする。」を削り、同条第 3 項中「当該年」を「当該年度」に、「前年」を「前年度」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 条例第12条第 1 項第 3 号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とし、当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数とする。ただし、条例第12条第 1 項第 3 号に掲げる職員が再任用短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、市長が別に定める日数とする。

(1) 当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇が一の年度において定められていた職員 20日に当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、当該年度の 4 月 1 日から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

(2) 当該年度の前年度における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇が一の年において定められていた職員 次のア又はイに掲げる者の区分に応じ、当該ア又はイに定める日数

ア 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に職員となった者 20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、当該年の 1 月 1 日から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

イ 4 月 1 日から 12 月 31 日までの間に職員となった者 20日に当該年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇のうち当該年の 3 月 31 日までに使用しなかった日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、当該年の 4 月 1 日から職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数

第11条並びに第14条第 1 項第 4 号及び第15号中「年」を「年度」に改める。

附 則

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員に係る改正後の職員の服務等に関する条例施行規則第14条第 1 項第 4 号又は第15号の規定による特別休暇の期間は、平成18年度に限り、それぞれ 5 日から、平成18年 1 月 1 日から施行日の前日までの間に使用した改正前の職員の服務等に関する条例施行規則第14条第 1 項第 4 号又は第15号の規定による特別休暇の日数を減じて得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）に、2 日を加えた日数の範囲内の期間とする。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月19日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第107号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第23号を次のように改める。

様式第23号（第 8 条関係）

高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書

年 月 日

（あて先）金沢市長

高額介護（居宅支援）サービス費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (被保険者)	被保険者番号			
	フリガナ		生年月日	年 月 日生
	氏 名	印	性 別	
	住 所			

申請者のお使いの人	氏 名		申請者との関係	
	住 所			

附 則

この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月19日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第108号

金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成 8 年規則第63号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中

B 階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	を
	市町村民税非課税世帯	0	更生医療（入院外）にあつては0円、補装具（交付・修理）及び日常生活用具（給付・委託）にあつては1,100円	更生医療（入院）及び更生医療（入院外）にあつては0円、補装具（交付・修理）及び日常生活用具（給付・委託）にあつては220円	に

改める。

附 則

- この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。
- 改正後の別表第 6 の規定は、平成18年 1 月 1 日以後に行われる補装具の交付若しくは修理に係る自己負担金若しくは徴収金又は日常生活用具の給付若しくはその委託に係る徴収金について適用し、同日前に行われた補装具の交付若しくは修理に係る自己負担金若しくは徴収金又は日常生活用具の給付若しくはその委託に係る徴収金については、なお従前の例による。

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月19日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第109号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和60年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 削除

附 則

- 1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に廃止した浄化槽に係る報告については、なお従前の例による。

教 育 委 員 会 訓 令 甲

●金沢市教育委員会訓令甲第2号

教 育 委 員 会

対外運動競技等に関する規程（昭和48年教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成17年12月19日

金沢市教育委員会委員長 津 川 龍 三

本則中「昭和31年条例第1号）第30条第1項第3号」を「昭和60年条例第4号）第29条第1項第1号ウ」に改める。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年12月19日

金沢市公営企業管理者 山 本 文 男

●金沢市公営企業管理規程第15号

金沢市企業局職員就業規則の一部を改正する規程

金沢市企業局職員就業規則（昭和32年公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「1月1日から12月31日まで」を「4月1日から翌年の3月31日まで」に改める。

第36条第1項中「年」を「年度」に改める。

本則に次の1条を加える。

第59条 この規程に定めるもののほか、職員の労働条件その他就業に関する事実については、法令に特別の定めがあるものを除き、職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成17年(2005年)12月19日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)12月19日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	石川県金沢市玉銚4丁目166番地
定価	120円		(株) 共 栄